

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、香芝市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（デジタル撮影）

二 測量の地域 香芝市全域

三 測量の期間 令和二年十二月一日から令和三年三月十二日まで